1 IT・デジタル関連分野に関する最近の主な事例

件 名 (公表年月日)	内 容
令和6年(認)第3号 Google LLCに対する件 (令和6年4月22日)	公正取引委員会は、Google LLCに対し、Google LLCの次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、Google LLCから確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。 〇 Google LLCは、平成26年11月1日、ヤフー株式会社(以下「ヤフー」という。)との間で締結していた「GOOGLE SERVICES AGREEMENT」と題する契約を、インの子会社であるグーグルアジアパシフィックプライ、の子会社であるグーグルアジアパシフィックプライ、やリミテッド及びグーグル合同会社を通じて変更しから、カリミテッド及びグーグル合同会社を通じて変更したがであるが一がル・シンジケーション取引(注)に必要な検索エンジをつれ4年10月31日までの間、ヤフーに対し、モバイル・シンジケーション取引(注)に必要な検索エンジとで、ヤフーがモバイル・シンジケーション取引を行うことを困難にしていた。 (注)検索連動型広告の配信を行う事業者が、ウェブサイ
	ト運営者等から広告枠の提供を受け、検索連動型広告を配信するとともに、当該広告枠に配信した検索連動型広告により生じた収益の一部を当該事業者に分配する取引をいう。 公正取引委員会は、エクスペディア・ロッジング・パー
令和4年(認)第5号 エクスペディア・ロッジン グ・パートナー・サービ シーズ・サールに対する件 (令和4年6月2日)	公正取引会員会は、エクスペディア・ロッシグ・イアードナー・サービシーズ・サール(以下「エクスが独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、計画を記されて、当該計画を認定した。 O おり、当該計画を認定した。 O エクスペディアは、自社の企業グループに属する「Expedia」と称する「のとして、当該計画を認定した。 O エクスペディアは、自社の企業グループに属する「Expediaサイト」という。対して、自社の企業者が運営する「Expediaサイト」という。対して、自社の企業者が運営するに、との間で締結し、又は自社の企業者」という。事業者をして締結といる。 Expediaサイトに宿泊施設運営業者が掲載について、の販売経路とに、の適等では、当該契約においての販売経路ともに、の連守にで対する支援業務を行うエクスペディアに対する支援業務を行うエクスペディアに対する支援業務を行うエクスペディアに対する支援業務を行うエクスペディアに対する支援業務を行うエクスペディアに対する支援業務を行うエクスペディアに対する支援業務を行うエクスペディアに対する支援業務を行うエクスペディアに対する支援業務を行うエクスペディアに対する支援業務を行うエクスペディアに対する支援業務を行うエクスペディアに対する支援業務を行うエクスペディアに対する支援業務を行きせている。
令和4年(認)第1号 Booking.com B.V.に対する 件 (令和4年3月16日)	公正取引委員会は、Booking.com B.V.に対し、同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件

件 名 (公表年月日)	内 容
	に適合すると認め、当該計画を認定した。 O Booking.com B.V.は、自らが運営する「Booking.comサイト」と称する宿泊予約サイト(以下「Booking.comサイト」という。)に我が国所在の宿泊施設を掲載する宿泊施設の運営業者(以下「宿泊施設運営業者」という。)との間で締結する契約において、Booking.comサイトに宿泊施設運営業者が掲載する我が国所在の宿泊施設に係る宿泊料金及び部屋数について、他の販売経路と同等又は他の販売経路よりも有利なものとする条件(ただし、当該契約において定めている、当該宿泊料金について、当該契約において定めている、当該宿泊料金について自社ウェブサイト等の販売経路と同等又は当該販売経路よりも有利なものとする条件を除く。)を定めるとともに、宿泊施設運営業者に対し、当該条件の遵守について、自ら要請し、又は我が国においてBooking.com B.V.に対する支援業務を行うBooking.com Japan株式会社をして要請させている。
アップル・インクに対する 件 (令和3年9月2日)	公正取引委員会は、アップル・インクが、iPhone向けのアプリケーションを掲載するApp Storeの運営に当たり、App Store Reviewガイドラインに基づき、デジタルコンテンツの販売等について、アプリケーションを提供する事業者の事業活動を制限している疑い等があったことから、アップル・インクに対し、平成28年10月以降、独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきたところ、アップル・インクから当該ガイドラインの規定を改訂する等の改善措置の申出がなされたため、その内容を検討したところ、当該疑いを解消するものと認められたことから、今後、アップル・インクが改善措置を実施したことを確認した上で本件審査を終了することとした。

2 参照条文

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)(抄)

[定義]

第二条 (略)

②~⑧ (略)

⑨ この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

一~五 (略)

六 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するもの

イ~ハ (略)

二 相手方の事業活動を不当に拘束する条件をもつて取引すること。

ホ・ヘ (略)

〔不公正な取引方法の禁止〕

第十九条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

〔排除措置〕

- 第二十条 前条の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規 定する手続に従い、事業者に対し、当該行為の差止め、契約条項の削除その他当該行為を 排除するために必要な措置を命ずることができる。
- ② (略)
- 〇 不公正な取引方法 (昭和五十七年公正取引委員会告示第十五号) (抄)

(拘束条件付取引)

12 法第二条第九項第四号又は前項に該当する行為のほか、相手方とその取引の相手方との取引をの他相手方の事業活動を不当に拘束する条件をつけて、当該相手方と取引すること。